

資産税課長
資産評価審査委員 殿
税務課・税制課長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 平井 充則

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

地方自治体における
固定資産の評価と審査の法律実務

<平成 30 年 8 月 29 日(水)・30 日(木)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年地方税の主要税目の一つである固定資産税について、改めて固定資産の保有者の関心が高まってきております。とりわけ近年は、土地に限らず家屋についても、行政庁にとって容易ではない不服申立や訴訟が増え、注目すべき評価に関する違法判決や審査手続の違法判決が出ています。

そこで、本セミナーでは、**土地・家屋の評価に関する新たな問題点や最新の判例を題材に、固定資産評価に関する最新の法律知識と審査業務のあり方**について習得していただきます。

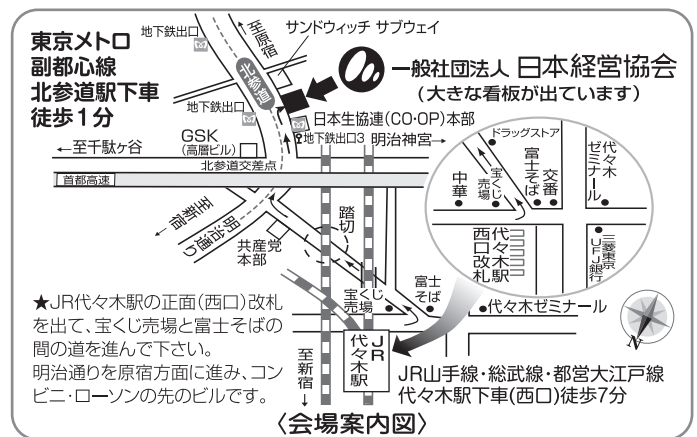
時節柄、公務ご多忙の折りとは存じますが、関係各位の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：平成 30 年 8 月 29 日(水) 13:00 ~ 17:00
8 月 30 日(木) 10:00 ~ 16:00
(12:30から受付)
講 師：弁護士 川上 俊宏氏
会 場：NOMA ホール(日本経営協会内専用教室)
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8)

受講料：会員(1名) 29,000 円 } 31,320 円
(参加料) 消費税 2,320 円
一般(1名) 32,000 円 } 34,560 円
消費税 2,560 円



- 申込方法：**①FAXまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Web申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の3営業日前までをお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。
- 入金方法：**参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。
- キャンセル：**お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前(3営業日前まで)にご連絡下さい。
開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料の30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。
- その他：**参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いします)

東京本部 公務研修グループ
〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130
URL <http://www.noma.or.jp>

▶プログラム◀

第1 府中市最高裁判決（平成25年）の意義

- 1 事案の概要
- 2 原判決～その判断枠組
- 3 判決
違法性の判断枠組
 - ①あてはめの誤り
 - ②評価基準等に一般的合理性なし
又は
評価基準等に適正な時価を算定できない
特別の事情の存在
+
 客観的な交換価値を上回る

第2 固定資産の価格

- 1 不動産（土地）の価格の特性
公的価格の意義と異同
～一物四価、一物五価
- 2 平成6年度以前の固定資産（土地）の価格
なぜそう捉えられてきたのか、その理由と問題点

▼
(解決策) 公的価格の一元化
固定資産税評価額の引上げ(7割評価)

- 3 最高裁平成15年6月26日判決
 - (1) 地方税法の規定
 - (2) いつの時点の価格か
ア 賦課期日から相当期間遡った時点
イ 賦課期日時点
 - (3) 適正な時価とは何か
客観的交換価値

▲
ア 収益還元価格ではないのか
(最高裁平成18年7月7日判決)
イ 客観的交換価値の7割ではないのか

- (4) 違法の判断枠組
登録価格 > 客観的交換価値

▲
客観的交換価値を私的鑑定によって立証することは可能か
(府中市最高裁判決(平成25年)補足意見)
cf 競売における売却基準価額

- (5) 取消の範囲
(最高裁平成17年7月11日判決)
 - ア 全部取消説
 - イ 一部取消説

第3 評価基準等による評価と「適正な時価」

- 1 地方税法の規定
- 2 「あてはめの誤り」について
～客観的交換価値と「あてはめの誤り」の関係
(最高裁平成17年7月11日判決、最高裁平成18年7月7日判決)
- 3 「特別の事情の存する場合」について
～評価基準等による評価と「適正な時価」の関係
(伊達市最高裁平成15年7月18日判決、西宮市最高裁平成21年6月5日判決)

第4 残された課題

- 1 標準宅地の不動産鑑定評価額の妥当性
 - (1) 取引事例の選択は適当か
 - (2) 時点修正、事情補正、個別的要因の補正、地域要因の補正等は適当か
- 2 あてはめに誤りはないか
とりわけ在来分家屋の場合について
- 3 評価基準は一般的な合理性を有するものであるか
- 4 評価基準による評価方法では適正な時価を算定することのできない特別の事情が存すると主張された場合の対処法

第5 手続違法

第6 家屋評価に特有の問題

- 1 家屋評価における適正な時価の算定方法
- 2 新增分家屋における問題
しまむら事件
(最高裁平成19年3月22日判決)
- 3 在来分家屋における問題
当初評価を争うことができるか

講師紹介

川上法律事務所 所長・弁護士
川上 俊宏 氏

早稲田大学法学部卒業
1991年東京都入職
1995年東京都退職、弁護士登録

講座申込み：FAX (03) 3403-1130

60010764 『固定資産の評価と審査の法律実務』 参加申込書

※NOMA記入

--	--	--	--	--	--	--	--

30.8/29～30

会員 一般 (該当欄にレ印)

役所名		電話	()	内線	
		FAX	()		<ご連絡担当者>
所在地	〒				所属
フリガナ					フリガナ
参加者氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	氏名
	所属部課	所属部課	所属部課	所属部課	
	役職名	役職名	役職名	役職名	
	経験年数	経験年数	経験年数	経験年数	年
	月	月	月	月	月
	年	年	年	年	年
	月	月	月	月	月
	月	月	月	月	月
	月	月	月	月	月
	月	月	月	月	月

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。

①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理 ②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内

②がご不要の場合はにチェックしてください。 — 不要

(経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください)